

はじめまして「ヘルシーピープルそいん21」プロジェクトチームです

プロジェクトチームの
ことを紹介します

- ① 平成17年7月に発足しました。
- ② チームは、企業、住民、行政等の関係者で構成されています。
- ③ チームの目的は、地域と職域が連携する一生涯を通じた健康づくりです。
- ④ 具体的事業内容については、次の4つの部会で取り組んでいます。
 - 「そういうん健康収穫祭」部会
 - 「モデル事業所等における生活習慣病対策」部会
 - 「フリーアクセスサービス」部会
 - 「生活習慣病予防の普及啓発」部会
- ⑤ 問い合わせ先：三重県桑名保健福祉事務所（☎24-3626）

私たちちは、健康なまちづくりに向けて取り組んでいます。



「ヘルシーピープルそいん21」の会議風景

家屋を新築・増築された方へ

家屋を新築または増築された場合、市の職員が家屋調査（評価）にお伺いします。家屋調査は、家屋の外側および各部屋の仕上げを拝見させていただき家屋の評価額を決定し、19年度の課税の基礎とします。調査に要する時間は構造によって異なりますが、おおよそ1時間程度となります。

事前に準備していただく書類

- 家屋の建築確認書など
(平面図・立面図・仕上げ表・契約書)
- 家屋の権利書（家屋登記済みの方）
- 印鑑（認印）

※左記の書類がない場合は、家屋調査に時間がかかることがありますのでご了承ください。なお、評価実施日は土・日・祝日を除いた9:00から16:00までとさせていただきます。また、調査日の指定をご希望される方は、事前に員弁庁舎課税課固定資産税係までご連絡ください。

※家屋を滅失された方は、家屋異動届出書を提出してください。用紙は、各庁舎総合窓口課に用意しております。また、いなべ市ホームページからダウンロードすることもできます。

問い合わせ先 員弁庁舎 課税課（固定資産税係） ☎74-5830 FAX74-5859

いなべ市特定不妊治療費助成事業が始まりました

子どもが欲しいと望んでいるにもかかわらず子どもに恵まれず、不妊に悩み、実際に不妊治療を受ける夫婦が増加しています。不妊治療は身体的、精神的な負担も大きいですが、従来から経済的負担の重さも指摘されています。そこで不妊治療の経済的負担の軽減を図り、次世代育成支援に寄与するためいなべ市では、特定不妊治療費助成事業を始めました。



対象治療：いなべ市が指定する医療機関で受けた
体外受精および顕微授精
助成額：1年につき10万円以内
所得制限：あり

問い合わせ先 大安庁舎 健康推進課
☎78-3517 FAX78-1114

10月1日は「浄化槽の日」

～私たちのまちは私たちで守りましょう～

「浄化槽の日」を10月1日としたのは、「浄化槽法」が昭和60年10月1日に全面施行されたことによります。

さて、浄化槽は、わたしたちの家庭から流れ出るトイレや台所などからの汚れた水を、微生物の働きを利用してそれぞれの家庭できれいにする施設です。このため、浄化槽の使い方や維持・管理に問題があると、悪臭の発生、汚れた水の流出につながり、近隣への迷惑、川や海の汚れの原因となりかねません。

清掃、保守点検、法定検査など浄化槽の維持管理を確実に実施し、みなさん一人ひとりの力で地域のきれいな川や海を守りましょう。

浄化槽の維持管理および清掃に関することは、いなべ市のホームページにも掲載していますのでご覧ください。

問い合わせ先 北勢庁舎 生活環境課
☎72-3946 FAX72-3748